

令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金

前号でご案内しました「感染防止対策の継続支援（国直接執行による補助金）」について、厚生労働省より10月7日付で事務連絡が発出されました。主な内容は次の通りです。

- 対象 象 病院・有床診療所（医科・歯科）・・・10万円上限
無床診療所（医科・歯科）・・・8万円上限
- 対象経費 令和3年10月1日から12月31日までにかかる感染防止対策に要する費用
賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費
※従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く。
- 申請期間 令和3年11月1日（予定）から 令和4年1月31日
- 申請方法 費用が確定（物品であれば納品が完了し費用が確定）してから、インターネットによる電子申請
※領収書等の証拠書類の提出は省略となりますが、必ず医療機関等において交付決定から5年間は保管しておいてください。
※電子申請は11月1日（予定）に厚生労働省HPに掲載。
※電子申請が困難な場合は以下の問い合わせ先までご連絡ください。
- 補助金の交付決定 審査の結果、補助金の交付を決定した医療機関等には「交付決定及び交付額確定通知書」の郵送とともに、請求書に記載の金融機関へ振り込み
- 問い合わせ先 厚生労働省医療提供体制支援補助金コールセンター
電話：0120-336-933（平日 9:30～18:00）

※交付要綱やQ&Aなど詳細な内容は厚生労働省HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21485.html をご覧ください。

各種通知等は、日歯 HP 内の「新型コロナウイルス感染症について」（歯科医師のみなさまへ）およびメンバーズルーム (<https://www.jda.or.jp/member/>) に掲載しています。



歯科医師向け



メンバーズルーム

発行責任者：公益社団法人 日本歯科医師会
常務理事 小山茂幸

本ニュースレターに関する問い合わせは、
03-3262-9322（広報課）にご連絡ください